

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 284 号）

〔寝屋川水系改修工営所長及び河川室長経歴等部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：平成 29 年 7 月 19 日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成 29 年 3 月 9 日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「（1）大阪府寝屋川水系事務所所長（2015. 9 月時点）、（2）大阪府河川室の室長（2015. 9 月時点）の経歴に関すること（個人情報と称するもの称しないもの含め）（人事課（氏名、年、月、日、住所）以外のもの含め）すべて（人事課及びその他課のもっている情報すべて）資料一式（職歴、出身地、処分歴、健康しんだん結果、学歴、学校名、言動について、思想について、家族構成、税払い情報他、公的・私的含めてあらゆる情報）（1）及び（2）名のもの」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同月 22 日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（1）のとおり特定し、条例第 13 条第 1 項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。
 - （1）本件行政文書
 - ア 職員録（昭和 58 年度～平成 28 年度）
 - イ 略歴
 - ウ 行政文書公開請求書に記載の（1）、（2）の経歴に関する文書のうちア・イ以外の生年月日、住所（都道府県名及び市区町村名を除く）、出身地、家族構成など都市整備総務課が管理する文書
 - （2）公開しないことと決定した部分
 - （1）ウ 全て
 - （3）公開しない理由
 - 生年月日、住所、出身地、家族構成などの情報のうち（1）ウは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第 9 条第 1 項に規定する公開してはならない行政文書に該当する。
 - （1）ウには、人事管理に関する情報が記載されており、公にすることにより、公正かつ円滑な人事管理に著しい支障を及ぼすことが認められるものであり、条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する公開しないことができる行政文書に該当する。
- 3 同月 27 日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

非公開部分の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

生年月日、住所、出身、家族構成など都市整備総務課が管理する文書のどの部分が条例第8条第4項、第9条第1号にあたるかがわからないため納得できない。

2 反論書における主張

まず、都市整備総務課が管理する文書とありますが、いくつあって、又、何種類あって、又、どれぐらいの量があるかもわかりません。公開しないと言ってもどの文書のどの部分かがはっきりしません。

生年月日については誕生日は別として年齢については社会一般的に公表されていることが多くて、府職員だけがプライバシーになるとは思えません。

住所については府内か府外かなど市町村範囲までで番地までは求めています。

出身地については各地域で府は採用を呼びかけているのに採用したとたん、出身地は公開できないというのはおかしいと思います。

家族構成については、給与に反映されていて（手当等）税金で支出されている以上プライバシーとは言えない面があると思います。

プライバシーということを言っていますが、求めている情報文書はいわゆる幹部職員のことであり諸権限のある重大な影響を有する職員であり、知りたいと思うのは普通ではないでしょうか。（府私学課の問題も社会問題化している例もあります。）

以上条例第9条部分

次に、条例第8条部分ですが、「人事管理に著しい支障を及ぼすことが認められる」とありますが、具体的にどんなことがあるのでしょうか。政治的、個人的介入があるのでしょうか。公開しないことができる行政文書としているのは妥当ではないと思いますし、府は公開に消極的として反論いたします。

3 口頭意見陳述における主張要旨

本件請求の情報は幹部職員の情報であり、非公開は納得できない。総理大臣の年齢等は公開されており、他の機関、国や他の県、市と比較して考えてほしい。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

条例第9条第1号では、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。) であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」については公開してはならないと定められている。

本件請求により公開を求められた生年月日、住所、職歴、出身地、処分歴、健康診断結果、学歴、学校名、言動、思想、家族構成、税払い情報については、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであり、条例第9条第1号に規定する公開してはならない行政文書に該当する。

また、条例第8条第1項第4号では、「府の機関又は国等の機関が行う人事管理等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」は公開しないことができると定められていることから、公開しないことと決定した。

3 結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものであることから、本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件係争情報について

本件審査請求の対象となる情報は、平成27年9月時点の寝屋川水系改修工営所長及び河川室長の職歴、出身地、処分歴、健康診断結果、学歴、学校名、言動、思想、家族構成、税払い情報他、公的・私的含めたあらゆる情報のうち、実施機関が公開した「職員録（昭和58年度～平成28年度）」及び「略歴」に記載されている「職歴」、「住所（都道府県名及び市区町村名）」及び「最終学歴」を除く情報（以下「本件係争情報」という。）である。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件係争情報について、条例第9条第1号及び第8条第1項第4号に該当し、非公開とすべきである旨を主張していることから、以下において検討する。

(1) 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバ

シーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号はこのような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(2) 条例第9条第1号該当性について

本件係争情報については、(1)ア及びイの要件に該当することが明らかであることから、以下(1)ウの要件に該当するかについて検討する。

審査請求人は、寝屋川水系改修工営所長及び河川室長がいわゆる幹部職員であり、権限を有する職員であること等から本件係争情報を公開すべきと主張するが、本件係争情報は、公務員の職務とは関係のないプライバシー情報であり、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるから、(1)ウの要件に該当し、非公開とすることは妥当である。

なお、審査請求人は、本件係争情報が記載された行政文書が特定されていない旨主張するが、当該行政文書や非公開部分を検証するまでもなく、上記のとおり本件係争情報はプライバシー情報であり、非公開とすることが妥当であることから、審査請求人の主張は、審査会の結論を左右するものではない。

(3) 条例第8条第1項第4号妥当性について

本件係争情報については、上記(2)において、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当と判断したことから、条例第8条第1項第4号の妥当性については判断しない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川 佳彦、田積 司、池田 晴奈、近藤 亜矢子